

標準作業書  
〔解体業〕

【記入例】

〇〇自動車株式会社 △△事業所

令和 年 月 日 制定



## 目 次

1	フローチャート（処理の流れ）	5
2	使用済自動車の運搬の方法	6
	（1）自社車両による運搬	
	（2）廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
3	使用済自動車の保管	7
	（1）保管場所の範囲の明確化	
	（2）保管の方法	
4	廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	8
	（1）解体作業場	
	（2）燃料（ガソリン・軽油）の回収・保管・処理の方法	
	（3）各種オイルの回収・保管・処理の方法	
	（4）冷却液（LLC）の回収と保管の方法	
	（5）ウォッシャー液の回収と保管の方法	
	（6）降雨前対策	
	（7）燃料等が漏出した際に講じる措置	
	（8）廃油及び廃液の処理	
5	油水分離装置の管理の方法	11
6	使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法	12
	（1）鉛蓄電池（バッテリー）の回収・保管	
	（2）廃タイヤの回収・保管・処理	
	（3）エアバッグ類の回収・保管・処理	
	（4）有用部品等の回収と保管	
	（5）その他	
	（6）一部の廃棄物を自ら処理する場合	
7	解体業の用に供する施設の保守点検の方法	14
	（1）保守点検計画	
	（2）事故時の対応	

8	火災予防上の措置	15
(1)	危険物への対応	
(2)	高圧ガス保安法への対応	
(3)	労働安全衛生法への対応	
(4)	従業員への周知・教育・訓練	
(5)	緊急通報体制	
9	解体自動車の保管の方法	17
(1)	保管場所の範囲の明確化	
(2)	保管の方法	
10	解体自動車の運搬の方法	18
(1)	自社車両による運搬	
(2)	廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
11	事業所の配置図	19

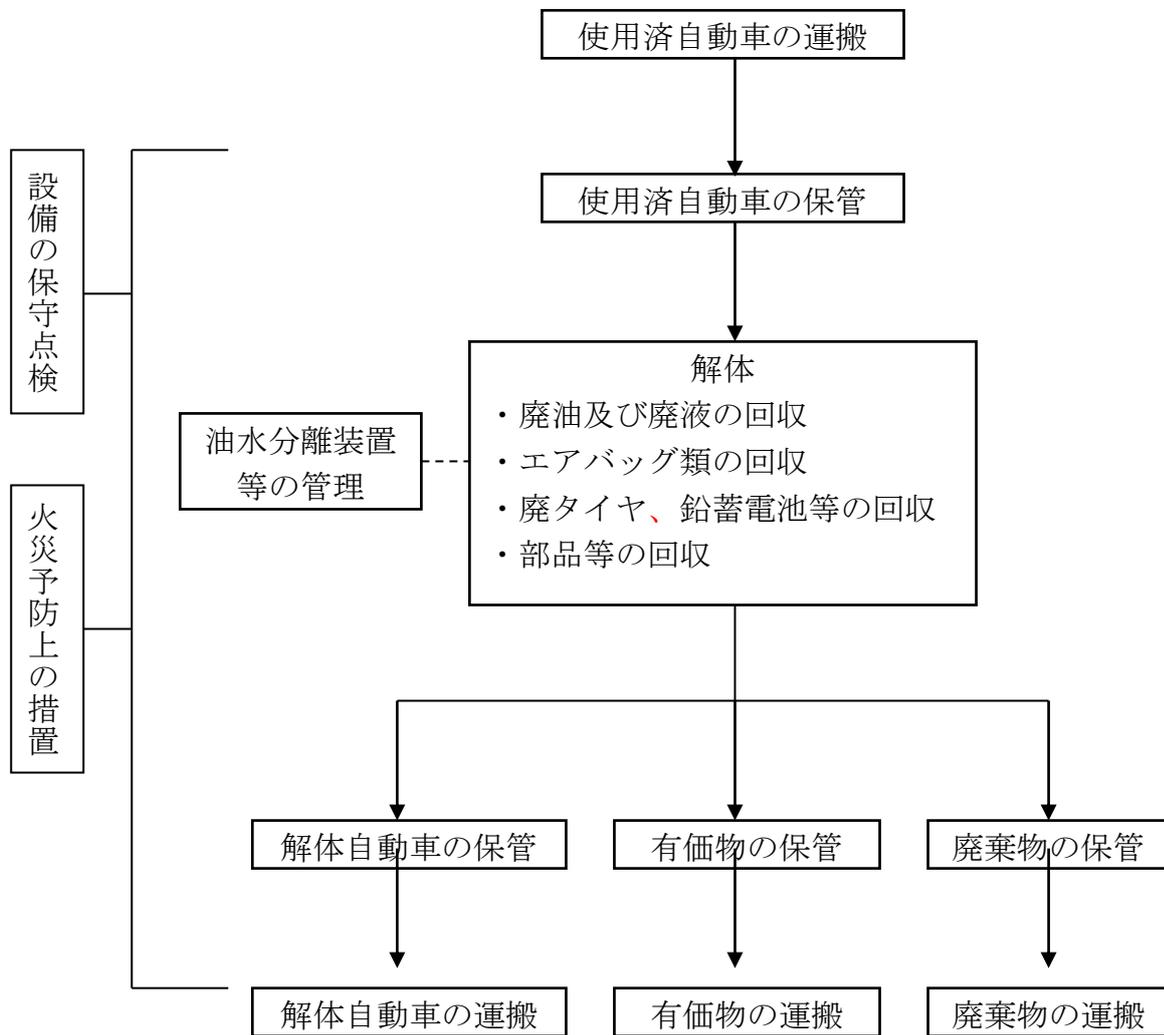
添付資料

別紙1 作業しない時及び降雨時の雨水が掛からないようにする措置について

別紙2 各工程における現場作業と移動報告の連携体制フロー

この標準作業書は、事業所内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。  
外国人従業員についても、作業例を実際に示す等により、周知を徹底する。

# 1 フローチャート（処理の流れ）



## 2 使用済自動車の運搬の方法

### (1) 自社車両による運搬

- ① 自社車両を使用し運搬する。使用車両は以下のとおりである。

使用車種	最大積載量	自動車登録番号
キャブオーバ	3 t	千葉100あ1234

- ② 運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく収集運搬の基準を遵守する。

### (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

使用済自動車の当社への運搬は、原則的に、上記の自社運搬車両で行うが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次のものへ委託することとする。

収集運搬業者	許可番号
(有)〇〇〇金属	第・・・・・・・・・・号
(株)〇〇〇自動車	第・・・・・・・・・・号

### 3 使用済自動車の保管場所

#### (1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、別紙配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の境界にロープを張って範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇㎡

#### (2) 保管の方法

- ① 保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、囲いから3mを超える場所では3段積み高さ4.5mまでとする。
- ② 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

保管量の上限：〇〇台

#### **床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある 使用済自動車を保管する場合**

保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽等は設けないが、老朽化した車両や事故車等、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所で廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。

#### **トラック等大型車を保管する場合**

平置きで保管する。

#### 4 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

##### (1) 解体作業場

- ① 解体作業は別紙配置図に記載した場所で行う。
- ② 解体作業場の面積は〇〇㎡

##### 燃料採取場所を解体作業場と別に設けている場合

- ① 燃料の採取作業は別紙配置図に記載した場所で行う。
- ② 燃料採取場所の面積は〇〇㎡

##### (2) 燃料（ガソリン・軽油）の回収・保管・処理の方法

- ① 燃料タンクのドレンボルトを緩め燃料を抜き取る。  
ドレンボルトがない車両は、燃料ポンプを外し、燃料を抜き取る。  
燃料ポンプを外せない車両は、タンクに穴を空けるかタンクを下ろし抜き取る。
- ② 燃料タンクから燃料が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。
- ③ 回収した燃料は専用の回収缶に回収し、危険物保管場所にある専用の容器に移し保管する。この時、容器の蓋を確実に閉めたことを確認する。
- ④ ガソリンと軽油は別々に回収し、保管容器には必ず「ガソリン」・「軽油」の表記をする。

最大保管量

ガソリン：〇〇ℓ（携行缶） 、軽油：〇〇ℓ（ドラム缶）

- ⑤ 燃料が床面に飛散した場合は、直ちにウエスで拭き取る。
- ⑥ 燃料は自社消費する。

##### (3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法

- ① 車両の下に廃油の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。
- ② 回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを拭き取る。パワーステアリングのオイルは、エンジンルームのオイルタンクから吸引装置を使い抜き取る。

オイルの種類	回収方法・時間
エンジン	自然落下〇〇分
ミッション	
デフ	
ブレーキ	
クラッチ	
パワーステアリング	吸引装置

- ③ オイルが十分に抜けたことを確認し、各ドレンボルトを締める。

- ④ 危険物保管場所にある専用のドラム缶に移し保管する。なお、保管容器には必ず「廃油」の表記をする。

最大保管量

廃油：〇〇ℓ（ドラム缶）

- ⑤ オイルが床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取る。

#### **（４）冷却液（ＬＬＣ）の回収と保管の方法**

- ① 車両ラジエターの下に、廃液の飛散対策用回収容器を置く。
- ② ラジエターのドレンボルトを外し、自然落下により冷却液を抜き取る。
- ③ 冷却液が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。
- ④ 保管場所にある専用のドラム缶に移し保管する。なお、保管容器には必ず「廃液（ＬＬＣ）」の表記をする。

最大保管量

廃液（ＬＬＣ）：〇〇ℓ（ドラム缶）

- ⑤ 冷却液が床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

#### **（５）ウォッシャー液の回収と保管の方法**

- ① ウォッシャー液タンクの下に廃液の飛散対策用回収容器を置く。
- ② タンクの配管を外し、自然落下によりウォッシャー液を抜き取る。
- ③ 保管場所にある専用のドラム缶に移し保管する。なお、保管容器には必ず「廃液（ウォッシャー液）」の表記をする。

最大保管量

廃液（ウォッシャー液）：〇〇ℓ（ドラム缶）

- ④ ウォッシャー液が床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

## (6) 降雨前対策

- ① 降雨前には、解体作業場並びに廃油及び廃液が漏出するおそれのある部品保管設備を清掃する。
- ② 台風や注意報等の発令が予想される大雨の前には、油水分離装置に溜まっている廃油等を除去する。

### 廃油及び廃液が漏出するおそれのある部品保管設備、燃料採取場所、並びに解体作業場に屋根がない場合

- ・ 作業をしない時は、不透水性のシートで覆う。
- ・ 降雨時は、5分以内に不透水性のシートで覆う。
- ・ 作業しない時及び降雨時の雨水が掛からないようにする具体的な措置については、別紙1のとおり。

## (7) 燃料等が漏出した際に講じる措置

燃料等が床面に漏出した場合は、ウエスで速やかに拭き取り、ウエスを専用の容器に保管する。

## (8) 廃油及び廃液の処理

- ① 廃油及び廃液ともに、再利用しない場合には廃棄物処理法に従い、産業廃棄物として適正に処理を委託する。
- ② 概ね〇週間に〇回、産業廃棄物収集運搬業者に引き渡す。

委託処理業者

収集運搬業者：〇〇環境株

許可番号 第・・・・・・号

中間処理業者（再生利用）：(有)〇〇興産

許可番号 第・・・・・・号

### 油水分離装置及び排水溝がない場合

- ・ 作業終了時は床面を点検し、オイル類は必ず拭き取っておく。
- ・ 清掃には水は用いない。
- ・ 廃油及び廃液が床面に漏出した場合は、ウエスで直ちに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

## 5 油水分離槽の管理の方法

- ・ 槽の上には物を置かない。
- ・ 各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油分を除去する。
- ・ 各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。
- ・ 最終槽に油膜が見られる場合には、全ての吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で廃油を保管するドラム缶に回収する。
- ・ 廃油は概ね〇週間に〇回、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

委託処理業者

収集運搬業者：〇〇環境(株)

許可番号 第・・・・・・・・・・号

中間処理業者（再生利用）：(有)〇〇興産

許可番号 第・・・・・・・・・・号

### 排水等のため枡がある場合

- ・ 一定の量に達したら、廃油及び廃液を汲み取り、それぞれ保管用のドラム缶に回収する。
- ・ 回収した廃油及び廃液は産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 6 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法

### (1) 鉛蓄電池（バッテリー）の回収・保管

規定の数量になったら業者を呼び、有価物として売却する。ただし、産業廃棄物として処分する場合は、産業廃棄物処理基準に従い適正に処理する。

保管状況：

専用保管容器（内側の底面及び四方の側面を耐酸性のシートで覆った金網かご）で保管。

作業しない時及び降雨時は、外側を不透水性のシートで覆う。

### (2) 廃タイヤの回収・保管・処理

- ① 廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、保管上限量に達した段階で産業廃棄物処理業者へ処理委託する。

委託処理業者

収集運搬業者：〇〇環境(株)

許可番号 第・・・・・・・・・号

中間処理業者（再生利用）：(有)〇〇興産

許可番号 第・・・・・・・・・号

- ② 利用可能なタイヤについては、顧客等に有価物として売却する。

#### 屋外に保管する場合

蚊、ハエ等の発生の防止に努めるため、以下の項目について遵守する。

- ・ タイヤに水が溜まらないように、整然と積み上げる。
- ・ 必要に応じて不透水性のシートで覆う。
- ・ 定期的に薬剤散布を行う。

### (3) エアバッグ類の回収・保管・処理

- ① 回収の場合

全てのエアバッグ類について、「引取基準」※に従い、インフレーター（ガス発生器）を回収する。

#### ※ 主な引取基準

##### 性状

- ・ 運転席、助手席等のエアバッグはインフレーターの状態、シートベルトプリ

テンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること。

- ・ 電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置を働かせた状態であること。

#### **荷姿**

- ・ 1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと。
- ・ 上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること。

#### **引取方法**

- ・ 事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと。
- ・ 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること。

#### **② 車上作動処理の場合**

- ・ 自動車製造業者等からの委託内容ののっとり処理する。
- ・ 車上作動処理は音が漏れないように配慮する。

#### **(4) 有用部品等の回収と保管**

- ① バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション及び足回り等を手作業又はニブラ等の重機により取り外す。
- ② 大型バス等を解体する場合は、室内照明用蛍光灯を取り外し、再資源化できない場合は、産業廃棄物として適正に処理する。
- ③ 回収された有用部品は、所定の保管場所に保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでやむを得ずデッドストックとなった場合は、産業廃棄物として適正に処理する。
- ④ 回収された有用部品のうちエンジン・足回り等の廃油を含む部品は、トラックの荷台の上で保管する。

#### **床面が鉄筋コンクリート等でなく、屋根等もない場所に保管する場合**

- ・ 部品の開口部を締め、油類の漏出が起きないように措置する。
- ・ 部品外部に付着している油類を十分に拭き取る。

#### **(5) その他**

- ① 車載用LPGボンベは取り外し、処理業者に引き渡す。
- ② 蛍光灯は破損しないよう取り外し、保管する。
- ③ 現場作業と自動車リサイクルシステムへの移動報告の連携体制は、別紙2のとおり。

#### **(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合**

〇〇については、産業廃棄物処理基準に従い自ら処理する。

## 7 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

### (1) 保守点検計画

保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、次のとおり、保守点検を実施する。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
囲い等	① 破損の有無 ② 施錠の適否	① 1回/月 ② 毎日（作業終了時）	① 直ちに補修 ② 直ちに補修
床面	① ひび割れの有無 ② 鉄板溶接部の隙間の有無 ③ 油膜の有無	毎日（始業時）	① 直ちに補修 ② 直ちに補修 ③ 直ちに除去
油水分離槽	① 流末排水溝での油膜の有無 ② 堆積物の量 ③ 降雨予想時の廃油の抜取り確認	① 随時 ② 1回/週（○曜日） ③ 降雨予想時ごと	① 直ちに除去 ② 適宜汲み取る ③ 適宜抜取り
排水溝	① 破損の有無 ② ごみ・異物の有無	1回/週（○曜日）	① 直ちに補修 ② 適宜汲み取る
部品保管設備 廃棄物保管場所 解体作業場 燃料抜取場所	① 廃油・廃液の漏出の有無 ② ボウフラの発生の有無 ③ 屋根、覆い、囲い、壁等の破損の有無	① 毎日（終業時） ② 1回/2週（第2・第4○曜日） ③ 1回/月（第2○曜日）	① 直ちに除去 ② 薬剤散布 ③ 直ちに応急修理後、必要に応じて本格補修

### (2) 事故時の対応

廃油・廃液の場外への流出を確認した場合は、直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに、土のう等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐため、オガ屑、ウエス又はオイルマットを用いて、流出廃油等を回収する。

連絡体制については、「**8 火災予防上の措置**」の体制図を準用する。

## 8 火災予防上の措置

### (1) 危険物への対応

- ① 回収した燃料等（ガソリン、軽油及び廃油）は消防法及び〇〇市火災予防条例に従い、貯蔵及び取扱いを行う。
- ② 管理者の選任  
危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物管理責任者：〇〇 〇〇

- ③ 消火器の設置場所  
設置場所は、別紙配置図に記載のとおり。
- ④ 危険物の貯蔵及び取扱い  
自動車の解体作業では、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行う。

### (2) 高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵及び消費を行う。

### (3) 労働安全衛生法への対応

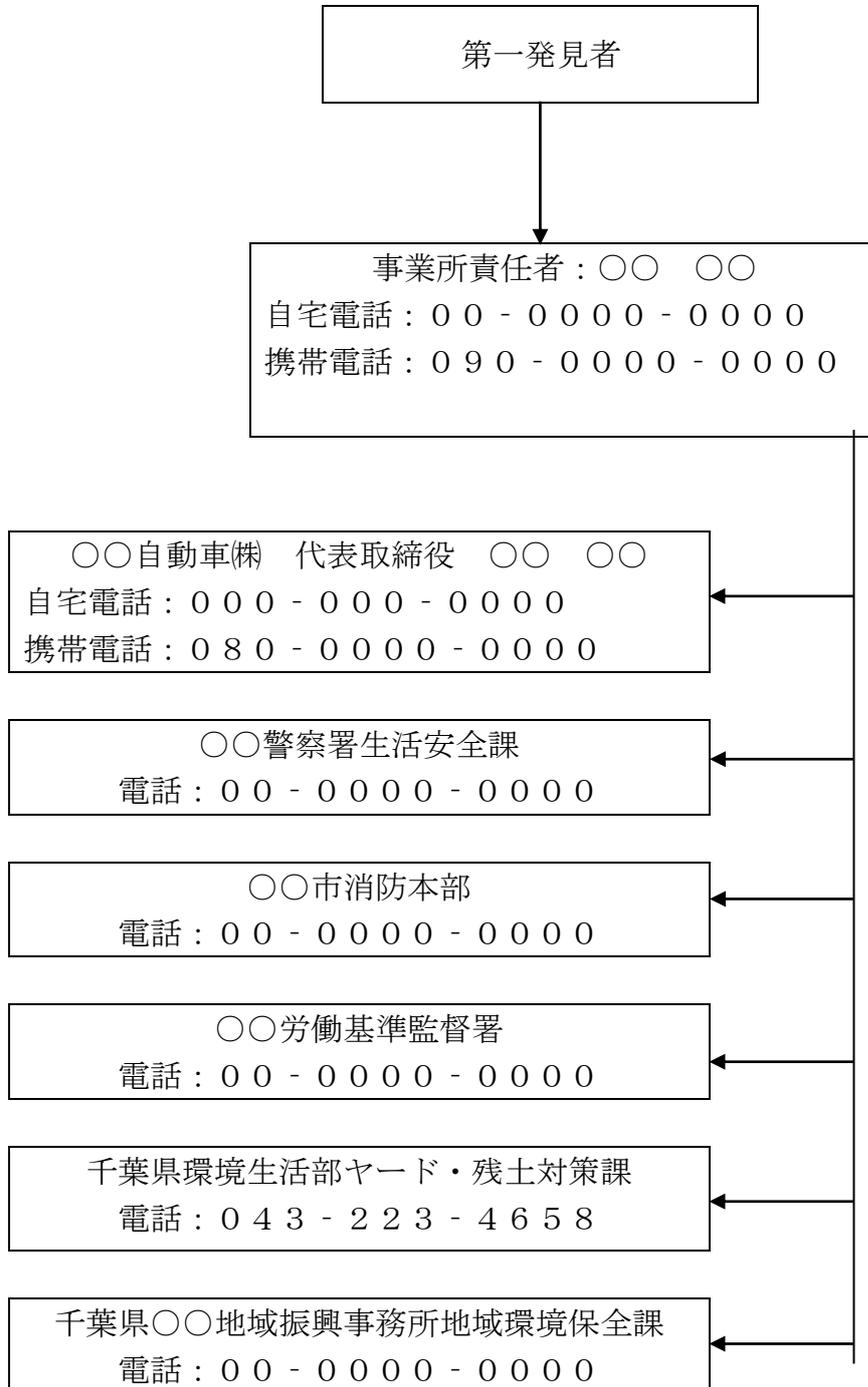
〔アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合〕  
作業主任者：〇〇 〇〇

### (4) 従業員への周知・教育・訓練

- ① 危険物の取扱い及び高圧ガスの取扱い等について従業員全員が理解し、実践できるように年〇回周知・教育を実施する。  
緊急時における措置について年1回（〇月）訓練を行う。
- ② 周知・訓練項目
  - ・ ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取扱い
  - ・ アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取扱い
  - ・ 危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法
  - ・ 消火器等消火設備の取扱方法
  - ・ 緊急時及び火災時の対応方法

### (5) 緊急通報体制

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。



## 9 解体自動車の保管の方法

### (1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、別紙配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の境界にロープを張り範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇㎡

### (2) 保管の方法

- ① 保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、囲いから3mを超える場所では3段積み高さ4.5mまでとする。
- ② 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

保管量の上限：〇〇台

#### **床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある 解体自動車を保管する場合**

保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽等は設けないが、老朽化した車両や事故車等、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所で廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。

#### **トラック等大型車を保管する場合**

平置きで保管する。

## 10 解体自動車の運搬の方法

### (1) 自社車両による運搬

- ① 解体自動車の運搬車両への積み上げ及び積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破砕業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。

使用車種	最大積載量	自動車登録番号
キャブオーバ	3 t	千葉100あ1234

- ② 運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく収集運搬の基準を遵守する。

### (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社からの運搬は、原則的に、上記の自社運搬車両で行うが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する次のものへ委託することとする。

収集運搬業者	許可番号
(有)〇〇〇金属	第・・・・・・・・・・号
(株)〇〇〇自動車	第・・・・・・・・・・号

**1 1 事業所の配置図**  
別紙参照